

(別紙5) 通し番号2-41

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号2-41の文書(文書1261)は、外務省が作成した「第一部日韓全面会談の開催とその決裂」と題する文書であり、昭和26年から27年にかけて開催された第一次日韓会談から第三次日韓会談までの経緯及び会談が決裂した当時の状況を踏まえた今後の展望に関し、外務省内で検討した内容が具体的に記録されている。
- 2 通し番号2-41の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、2ページ(-2-)5行目から7行目までの約2行分であり、在日韓国人の法的地位問題に関する外務省の率直な見解として、終戦後帰国しなかった在日韓国人約60万人の経済状況及び治安上の問題点が具体的に記録されている。

(乙A119)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-41の文書の不開示部分に記録されている情報は、外務省が独自に有している情報に基づいて在日韓国人の法的地位について検討した内容が率直な見解であって、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている在日韓国人の処遇に関する情報であり、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後の政府内部での検討や国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号及び6号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前にお

ける外務省が当時検討した終戦後帰国しなかった在日韓国人約60万人の経済状況及び治安上の問題点が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性は無い。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A119)によれば、通し番号2-41の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

一 日韓予備会談の開催提案

(一) 1951年8月、1月後を予定されていた対日平和条約のサンフランシスコにおける調印を前にして、連合軍総司令部は、日本政府に対して(a)在日朝鮮人の法的地位(b)日韓両国間の諸懸案解決のための交渉の基礎となるべき議題の作成と交渉方法の検討の2点について米国のあっせんの下に我が国と会談したいという韓国側の意向を伝達してきた。

(二) 右予備会談は本来対日平和条約の効力発生後に行われるべきはずのものであったが、我が国としては(a)1950年夏勃発した朝鮮動乱が膠着状態に陥り早急には朝鮮統一問題の解決の見込みなきものと観測されたこと、(b)国連が朝鮮における唯一かつ合法の政府として認め、かつ、自由陣営の大多数の国家によって承認された韓国政府を我が国としても朝鮮の正統政府として認めこれと基本的な国交関係を樹立することは国連協力の我が基本方針に合致し、更に我が国の安全保障上からも望ましいこと、(c)終戦後帰国しなかった在日朝鮮人約6

0 万が、■■■不開示部分■■■，これら在日朝鮮人の法的地位を明確化し，その取扱いの基本を定めることが当面緊急と認められたこと等の理由から，右米国政府のあっせんを容れ，韓国政府の要請に応じて，特に平和条約の効力発生前の予備会談開催に同意した次第であった。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば，通し番号 2-41 の文書の不開示部分に記載されている情報は，昭和 26 年から昭和 27 年までの頃における外務省の見解であって，終戦後帰国しなかった在日韓国人約 60 万人の経済状況及び治安上の問題点に関するものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば，通し番号 2-41 の文書の不開示部分に記載されている情報は，終戦後帰国しなかった在日韓国人約 60 万人の経済状況及び治安上の問題点についての外務省の見解であって，昭和 26 年から昭和 27 年までの頃におけるものにすぎず，本件全証拠によっても，当該見解が現時点においても日韓間で交渉されている事項と直接関連するものであると認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと，その後，日韓間で日韓基本条約及び法的地位協定が締結され，日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整備が行われたことなど，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば，一般的又は典型的にみて，これを公にしたとしても，韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に，当該文書の作成後における時の経過，社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても，なお情報公開法 5 条 3 号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって，通し番号 2-41 の文書の不開示部分に記載されている上

記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-41の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-41の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和26年から昭和27年までの頃における外務省の見解であって、終戦後帰国しなかった在日韓国人約60万人の経済状況及び治安上の問題点に関するものにすぎず、この点に関する日韓間及び日本国内における状況は著しく変化していることも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-41の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-41の文書の不開示部分に記録されている情

報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-41の文書の不開示理由2に係る不
開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-45

第1 前提事実(各論)

1 通し番号2-45の文書(文書1316)は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説13(「XIII 条文作成交渉と日韓条約諸協定の調和」)の部分のうち、「3. 請求権及び経済協力問題」、「4. 在日韓国人の法定地位問題」、「5. 文化財問題」及び「6. 韓国語訳との照合」に相当する部分であり、漁業問題、財産請求権問題、文化財返還問題、在日韓国人の法的地位問題等をめぐる日韓国交正常化交渉における経緯が具体的に記録されている。

2 通し番号2-45の文書のうち不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分である。

① 278ページ(-275-)3行目から4行目までの約1行分及び9行目から11行目までの約3行分(以下「不開示部分①」という。)

この部分には、在日韓国人の法的地位問題の交渉過程についての外務省の率直な見解として、在日韓国人の帰国に際して持帰りを認められる金額の交渉過程において、日本側がとった交渉戦術が記録されている。

② 283ページ(-280-)3行目から5行目までの約2行分、317ページ(-311-)上から2行目から8行目までの約6行分、334ページ(-327-)に「次ページ不開示分」と記録されている部分。以下「不開示部分②」という。)

これらの部分には、いずれも文化財返還問題について外務省の見解として、文化財返還問題の交渉過程における交渉戦術が記録されている。

③ 346ページ(-339-)5行目から347ページ(-340-)2行目までの約8行分(以下「不開示部分③」という。)

この部分には、文化財返還問題について、外務省と宮内庁との間で協議

した内容として、文化財引渡しに伴う韓国政府のプロパガンダに関する事項が記録されている。

- ④ 372ページ（－365－）直後の2ページ分（以下「不開示部分④」という。）

この部分には、日韓諸条約の翻訳状況に関する外務省の率直な見解として、日韓諸条約の翻訳についての韓国側の不誠実とも受け取られかねない行為に関する事項が記録されている。

（乙A123）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-45の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、在日韓国人の法的地位問題の交渉過程、文化財返還問題、日韓諸条約の翻訳状況に関する政府部内で検討及び協議した内容や外務省の率直な見解であり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省や宮内庁の見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A123)によれば、通し番号2-45の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、「4. 在日韓国人の法的地位問題」の「(4) 処遇問題の討議」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(4) 処遇問題の討議

5月11日、韓国側提示の協定案では、永住を許可されたものは、義務教育は日本国民と同等に受け、上級学校進学は日本国民と均等な機会が付与され、生活保護は当分の間日本国民と平等に受ける、国民健康保険は日本国民と同等に適用されるよう措置することを記していた。

これらの点について討議が進められた。(中略)6月15日以後、会場はヒルトンホテルに移り、6月18日まで処遇問題について文部、厚生、大蔵、通産関係別の討議を連日行った。6月15日に教育関係事項は合意をみ、16、17日に持帰り財産、送金関係について討議し、17日に日本側から帰国時に持ち帰ることのできる現金を1万ドルとすることに同意し、18日国民健康保険問題について一律適用に同意すると回答した。生活保護と持帰り金問題について前記辰巳参事官の記述に次のとおり記している。

「合意議事録第4条に關しの2項の生活保護については厚生省が頑張って「当分の間」を入れた。(中略)

合意議事録第4条に関しの4項(ii)の帰国時における1万ドルまでの持帰り金のことは、■■■不開示部分■■■当時は大蔵大臣の告示で日本に永住している外国人が永住帰国する場合の持帰り金を5000ドルまでと決められており、それを韓国側は韓国人の場合1万ドルにするよう要望したわけである。■■■不開示部分■■■韓国に対して「日本は外貨事情が悪いから5000ドルがぎりぎりだ、しかしほかならぬ韓国だから1万ドルにしましょう」ということにして合意議事録に入れた。批准国会がすんでしばらくして他の外国人も1万ドルになった。だから協定永住第1号が出たことには永住外国人の持帰り金は全て1万ドルまでになっていたわけである。」

(4) 不開示部分②

不開示部分②は、「5. 文化財問題」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(1) 引渡し文化財の品目に関する関係官庁との討議

文化財については、引渡し文化財の品目に関する交渉と、協定その他の条文化の交渉に分けられよう。

前者について、韓国側は、第1次会談以来、返還を請求する品目を提示しており、第6次会談では1962年2月28日に「返還請求韓国文化財目録」を改めて提示して、それについて歴史専門家が説明を続け、これに対し日本側からは「文化交流の一環としてある程度の国有文化財を寄贈する」という意思を表明し、1962年12月26日に日韓予備交渉第21回会合で日本側から「日韓間の文化上の協力に関する議定書要綱案」を提示して、その中で「この議定書の効力発生後、できる限りすみやかに、付属書に掲げる日本国政府所有の文化財を大韓民国政府に対し寄贈するものとする」と記したが、具体的には

どの品目を引き渡すという意思表示は全く行っていない。

なお、同年12月24日付けで北東アジア課は「韓国文化財の現状等に関する調書」を作成し、出土の南北鮮の別、国有民有の別、現状などについての調査結果をまとめていた。

一方、韓国側の要求する品目については、1963年7月12日付けで郵政大臣官房長から外務大臣官房長宛の公信で、逡信関係文化財（逡信博物館所蔵）を韓国側に贈与することに原則的な同意を得ており、また、韓国側の要求している宮内庁書陵部所蔵の統監府蔵書11部90冊と曾禰荒助献上本152部762冊については、1964年3月11日針谷文化事業部長が両原宮内庁書陵部長を訪ねた際に口頭で「■■■不開示部分（不開示理由2）■■■なお寄贈書籍は外務省費用によりマイクロフィルムをとる」ことの話し合いが行われていた。宮内庁ではその後3月19日に●●●を招いて同図書の学術的調査をしている。

韓国側の要求している品目のうち、東京国立博物館所蔵のものについては、東京国立博物館から文化財保護委員会事務局宛に提出されたリストがあり、それが1963年6月に文化財保護委員会事務局松下美術工芸課長から針谷文化事業部長に対し渡されていた。

（中略）

東京国立博物館所蔵のものに関する引渡し品目について、64年2月6日に文化財保護委員会事務局、東京博物館と外務省側との会議が開かれた際に引渡し品目の提示は、外務省としては他の会談の進め方と関連している事情について説明し、また「提出する案は最終案に近いものを準備し、その案が合理的なものであることにつき政府内の上層部にもよく理解させる努力が必要であろう。■■■不開示部分■■■

続いて文化財保護委員会事務局側から改めてC案について説明し、
(中略)

(3) 引渡し品目日本案の提示

第3回会合(6月11日)で針谷文化事業部長は文化財の引渡しについて次の発言を行ったのち、次の発言要旨及び引渡し品目である「日韓間の文化協力に関する議定書付属書」を韓国側に手交した。

(中略)

引渡品目は、陶磁器(伊藤博文高麗陶磁器103点のうち72点)、考古資料(1括、1連を1点として291点)、石造美術品3、図書163部852冊(統監府蔵書11部90冊、曾禰荒助献上本152部762冊)、通信関係品目35点に付き具体的に品名を示した。参考資料や通信関係品目では北朝鮮地域出土品を除いており、又全て国有のものであった。

文化財返還要求の韓国案に対する日本側の品目案は、さきに4月28日に韓国側に対して次回の文化財委員会に提示すると約束しつつ、それから40余日を経て会談の終わる11日前に提出されたのであった。その頃漁業問題は箱根会談を終え、他の諸問題と共に条文化を急いでいた。いわば会談の最終段階の時期に提出されたことについて後宮アジア局長は「日韓交渉に関する若干の回想」の中で次のとおり述べている。

「文化財については引渡しが多ければ多いほど韓国側が喜ぶことはもちろんであるが、他の経済交渉とは異なり、バナナのたたき売りのごとく歩一步譲歩するというがごときは、両国間の感情上面白からずむしろ相当勉強したリストを最終案として提出することにより、即決的に話しをまとめる方式の方が効果的であると認めていたので、■■■■不開示部分■■■■迅速に話し合いをまとめることができたことは、

交渉技術上も効果的であったと思われる。」

(中略)

(5) ヒルトンホテルにおける交渉一品目の決定

6月17日、ヒルトンホテルで夜を徹して(第1回は18日午前零時～2時、第2回は午前3時～4時、午前6時5分～7時10分、午前7時50分～8時10分の4回)文化財引渡し品目についての交渉が行われ、韓国側の強い要望が繰り返され、ことに午前4時に中断する際には韓国側は梁山夫婦塚への執着から非常に感情的になり、日本側は後宮アジア局長が出て新しい展開を図った。その結果、慶州路西里・皇吾里の出土品全部、伊藤博文陶磁器は日本側に6点を残してあと全部97点、慶尚南北道所在墳墓その他遺跡から出土したものは6点を日本側に残してあと全部、高麗時代墳墓その他遺跡から出土したものは4点を残してあと全部を韓国側に渡すことになり、その代わりに夫婦塚出土品は日本側に残ることになった。なお、その際、韓国側から要望していた日本に伝来の韓国本のマイクロフィルムを引き渡すことを日本側は考慮している旨伝えた。

日本側の専門委員松下隆章氏(文化財鑑査官)はそのときの交渉について次のとおり述べている(「ヒルトンホテルにおける日韓会談文化財問題についての交渉メモ」)

(中略)

(備考)

- (1) 我が国にある韓国墳墓よりの出土品で、学術調査による一括遺物は、さきに韓国に引き渡した106点と夫婦塚出土品(489)一括だけであり、小倉コレクションなどにすぐれた遺物はあるが、これは学術調査の結果でもなく、一括遺物でもない。

■■■不開示部分■■■

針谷文化事業部長は、「日韓会談における文化財問題についての所感」の中で次のとおり述べた。

「日韓会談の文化財問題について最も困難な問題は、主として夫婦塚出土品の問題をめぐってであった。この問題の解決は、あるいは高次の政治的折衝によらざるを得ないのではないかと懸念したこともあった。

ところが、6月18日朝、韓国側はこの出土品の要求を断念したので、文化財問題は解決されたが、これは次の事情によったものと私は憶測している。

(イ) 17日夜半までに文化財以外の他の問題は、その妥結について大体の目途がついてきたので、文化財の解決だけが長引くことを心配した方公使は、大局的立場から李弘植、黄寿永の両代表を強く説得した。

(ロ) 李弘植代表は、元來歴史の学者で、個人としては出土品よりは書籍に強い関心があり、我が方から提示した日本に伝来している朝鮮書籍のマイクロフィルム寄贈に引きつけられた。

(ハ) 18日早朝の会談に、特に後宮アジア局長が参加したことが、それまでの会談の硬直した雰囲気新しい空気を入れ気分を転換させた。」

(以下略)

(ウ) 不開示部分③

不開示部分③は、「5. 文化財問題」の「(6) 協定案の討議」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

6月15日午前、外務省文化事業部長室で針谷文化事業部長から方公使に対し、次の「文化上の協力に関する日本国と大韓民国との間の協

定」案を韓国側に手交した。

(中略)

本協定案の第1条は、1962年12月の日本側要綱案の考え方を改め、イランとの文化協定第1条にならったものであった。これを起案した条約課としては、どうせ韓国とは文化財引渡しの協定とは別に改めて文化協定を作ることはなかなかできないという配慮からであった。これに対し韓国側は、その日午後の文化財委員会第4回会合で次の「大韓民国と日本国間の文化財問題解決及び文化協力に関する議定書要綱案」(韓国語及び日本語訳文)を日本側に手交した。

(中略)

その会合で日本側は、引渡し文化財を適切な方法で保存・展示を希望し、それに関する合意議事録、討議の記録、往復書簡の3条(いずれも不公表)を準備して韓国側に口頭でその趣旨を説明した。■■■不開示部分■■■その後、日本側は、15日の韓国案の議定書要綱を修正し、第4条をつけて「日本国と大韓民国との間の文化協定(案)」を作成し、17日夜ヒルトンホテルで針谷文化事業部長から方公使に提示した。

(以下略)

(エ) 不開示部分④

不開示部分④は、「6. 韓国語訳との照合」の「(2) 法的地位協定照合時の論争」の項にあり、在日韓国人の法的地位協定第1条のところで日韓双方が厳しい意見の衝突を来した情景について前田参事官及び鶴田事務官の会談内容を録取した「日韓交渉の回顧一条約課の立場から一」の引用部分に引き続く部分である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-45の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

在日韓国人の帰国に際して持帰りを認められる金額の交渉過程において、日本側がとった交渉戦術の具体的内容

(イ) 不開示部分②

文化財返還問題の交渉過程における交渉戦術の具体的内容

(ウ) 不開示部分③

文化財返還問題について、外務省と宮内庁との間で協議した内容として、文化財引渡しに伴う韓国政府のプロパガンダに関する事項

(エ) 不開示部分④

日韓諸条約の翻訳についての韓国側の不誠実とも受け取られかねない行為に関する事項

ウ 以上によれば、通し番号 2 - 4 5 の文書の不開示部分に記載されている情報は、いずれも日韓会談において在日韓国人の法的地位問題の交渉過程及び文化財返還問題に関して実際に採られた交渉戦術の具体的内容等に係るもの又は実際に行われた日韓諸条約の翻訳状況に関するものであるところ、前者のような外交上の交渉戦術は、相手国との間で実際に行われる交渉等の外形的行為とは異なり、一般に相手国に示されるものでないから、特に当該交渉等の際に日本側が示した交渉戦略上の態度等が実際のところとは異なるものであったときは、当該交渉等が完了した後であっても、これを公にすれば、相手国との信頼関係を著しく損なうことが想定されるし、また、後者のような事実報告に関するものについても、特に相手国の行動・態度等を一方的に批難酷評するようなものは、これを公にすることにより、相手国との信頼関係を損なうことが想定されることに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、当該情報を公にすれば、韓国との信頼関係が損なわれる可能性がないとはいえず、また、韓国における反日活動を

生じさせるなどして、韓国との交渉上不利益を被るおそれがないともいえない。

エ 以上によれば、通し番号 2-45 の文書の不開示部分に記録されている情報は、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号 2-45 の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号 2-45 の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2-45 の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、その余の点を検討するまでもなく、適法である。

(別紙5) 通し番号2-46

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号2-46の文書(文書1349)は、昭和36年2月6日付けで外務省北東アジア課が作成した「請求権に関する一般的問題点」と題する内部文書であり、財産請求権問題に関して外務省内で検討した内容が具体的に記録されている。
- 2 通し番号2-46の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、4ページ(一三)上から4行目から5行目までの約2行分及び下から3行目の左側の2行分であり、財産請求権問題に関して、外務省が独自に有している情報に基づいて、韓国に対する日本の請求について検討した内容及び交渉状況が率直な見解を交えて具体的に記録されている。

(乙A124)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-46の文書の不開示部分に記録されている情報は、財産請求権問題に関して、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した内容及び交渉状況が率直な見解であり、北朝鮮との間でかかる問題の処理が終わっていない状況下、これを公にすることにより、現在継続中の日朝国交正常化交渉の結果として請求権問題につき韓国に不利な結果となれば、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、北朝鮮との国交正常化交渉の請求権問題交渉につき韓国が介入することとなるおそれもあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関

係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省における日本側の対韓請求権についての見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はないし、北朝鮮との国交正常化交渉の請求権問題交渉につき韓国が介入することとなるおそれもない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A124)によれば、通し番号2-46の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

2. 韓国に対する日本の請求権は消滅しているか。消滅しているとすれば、それは何時、何によって消滅したのか。

■■■不開示部分■■■ (§4(ロ)の範囲内では)

(2) 何時、何によって消滅したかについては、次の二つの考え方が可能である。

(国会説明不可能)

(イ) 「米国解釈」を基礎として日本の対韓請求権の主張を撤回する旨の、1957年12月31日付けの外務省発韓国代表部あて口上書(No.201/A1)によって消滅した。

■■■不開示部分■■■ (ロ) 日本の対韓請求権は、桑港条約第4条b項によって消滅したのであり、上記(イ)の口上書は、これを追認したにとどまる。

(ハ) 大蔵省：§4(ロ)だと対内補償の責任

: 令33号にて米国の主権でとられた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-46の文書の不開示部分に記載されている情報は、財産請求権問題に関連して韓国に対する日本の請求権が消滅したか否かについて検討した外務省の具体的見解及び交渉状況であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、前提事実(総論)のとおり、日朝国交正常化交渉においては、日朝平壤宣言により、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民の全ての財産及び財産権を相互に放棄するとの基本原則に従って具体的に協議する旨の合意がされていることをも併せ考慮すれば、通し番号2-46の文書の不開示部分に記載されている情報は、これを公にすることにより、直ちに現在継続中の日朝国交正常化交渉の結果として請求権問題につき韓国に不利な結果となるとは考えられず、本件全証拠によっても、これを認めるに足りる的確な証拠がないから、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-46の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-46の文書の不開示部分に記載されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報

に該当するとは認められない。

(情報公開法 5 条 6 号の該当性について)

(1) 情報公開法 5 条 6 号該当性の当てはめ

前記 (情報公開法 5 条 3 号の該当性について) (1) で説示した事実 (通し番号 2 - 4 6 の文書の不開示部分に記載されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等) に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② これを公にすることにより、直ちに現在継続中の日朝国交正常化交渉の結果として請求権問題につき韓国に不利な結果となるものとはまではいえず、北朝鮮との国交正常化交渉の請求権問題交渉につき韓国が介入することとなるおそれがあるともいえないから、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号 2 - 4 6 の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2 - 4 6 の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2 - 4 6 の文書の不開示理由 2 に係る不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-47

第1 前提事実 (各論)

通し番号2-47の文書(文書1374)は、昭和40年1月12日付けで大蔵省理財局が作成した文書であり、財産請求権問題に関して政府部内で検討した内容が具体的に記録されており、このうち、不開示部分は、6ページ(16-1)5行目から6行目までの約2行分であり、財産請求権問題に関して、昭和37年11月に合意された大平・金了解を踏まえた事後の対応として、韓国側からいかなる財産請求権が主張されるかを分析した情報を基に、韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保するための方法が記録されている。

(乙A125)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-47の文書の不開示部分に記録されている情報は、財産請求権問題に関する率直な見解であるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(法5条3号及び6号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前ににおける財産請求権問題に関する大蔵省の検討内容が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A125)によれば、通し番号2-47の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

3. 今後の問題点

請求権問題を最終的に解決するためには、今後なお次のような重要かつ困難な諸問題が残されている。

(1) 韓国側請求権の全面的消滅の確保

■■■不開示部分■■■韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保する必要がある。

しかるに韓国側は、大平、金了解後においても金書簡や、予備会談の席上等において、経済協力の供与によって消滅するのは一般的請求権のみであって、それ以外の船舶請求権(注)及び文化財請求権は別途請求する趣旨の主張を有しているようであり、また、韓国国民の個別的な権利行使の放棄に関する見解は必ずしも明らかでない。

(以下省略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-47の文書の不開示部分に記録されている情報は、財産請求権問題に関して、昭和37年11月に合意された大平・金了解を踏まえた事後の対応として、韓国側からいかなる財産請求権が主張されるかを分析した情報を基に、韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保するための方法であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-47の文書の不開示部分に記録され

ている情報は、財産請求権問題につき、韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保するための方法にすぎず、本件全証拠によっても、これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、その後、日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されてから既に40年余り経過していることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-47の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるとを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-47の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-47の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関

する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 財産請求権問題について韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保するための方法にすぎず、既に日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されたことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいえない。

したがって、通し番号2-47の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-47の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-47の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-48

第1 前提事実 (各論)

通し番号2-48の文書(文書1376)は、昭和40年3月1日付けで外務省経済協力局が作成した「韓国に対する経済協力政策」と題する内部文書であり、韓国に対する経済協力政策に関して外務省内で検討した内容が具体的に記録されており、このうち不開示部分は、次のとおりである。

① 2ページ(-2-) 7行目8文字分(以下「不開示部分①」という。)

この部分には、韓国に対する経済協力政策に関する外務省の率直な見解として、韓国に対する援助を推進することが義務であるとする立場について、韓国に対する特定の思想から説明しようとする文言が記録されている。

② 4ページ(-4-) 7行目から15行目までの約9行分(以下「不開示部分②」という。)

この部分には、韓国に対する経済協力政策に関する外務省の率直な見解として、韓国に対して経済協力を行う意義として、地政学的側面を考慮した説明が記録されている。

(乙A126)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

不開示部分①に記録されている情報は、韓国に対する経済協力政策を行う我が国の立場について説明した率直な見解であり、また、不開示部分②に記録されている情報は、韓国に対する経済協力政策について外務省内で検討した内容が率直な見解であり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これらを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側

から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省での検討内容が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性は無い。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A126）によれば、通し番号2-48の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

1. 我が国との関係における韓国の位置

(1) 我が国において韓国の持つ意義は、まず何よりも安全保障の上からみた政治的なそれである。アジアにおける自由・共産両陣営の勢力関係及び我が国内情勢が必要とする限りにおいて、韓国の現状維持を図るために我が国としてはできる限りの援助を行う必要がある。

(2) 他方、経済的にみれば韓国は、かつて、我が国経済と相互補完関係に立つものとして育成されてきた。今日韓国経済の困難の根源的理由の1つは終戦によって急激に両者間の有機的な交流が断ち切れ、特に日本人事業者が有能な事業経営後継者を韓国内に残すことなく引き揚げざるを得なかったことにも求められる。韓国民の対日感情は韓国

尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、その後、日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されてから既に40年余り経過していることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-48の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるとを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-48の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-48の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 韓国に対する経済協力政策を行う我が国の立場についての説明的な見解にすぎず、既に日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されたことも併せ考慮すると、これを

公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-48の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-48の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-48の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-49

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号2-49の文書(文書1399)は、昭和34年11月から昭和35年12月の間に外務省北東アジア課が作成した内部文書(その表題は、「アジア局重要懸案処理月報第18号」から「アジア局重要懸案処理月報第31号」までである。)である。
- 2 通し番号2-49の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、外交的な観点からの在日韓国代表部に対する措置、いわゆる李ラインの警備強化及び漁船保護措置等その際にとり得る「対韓強硬措置」に関する外務省内での検討内容が具体的に記録されている。
 - ① 245ページ(-238-) 3行目まで、5行目から9行目までの5行分
 - ② 246(-239-) 12行目から247ページ(-240-) 2行目までの約10行分

(乙A42)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-49の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」に関して外務省内で検討された具体的方策であり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号及び6

号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号2-49の文書の不開示部分は、アジア局重要懸案処理月報の昭和35年3月分中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(乙A42)。

記

1. 第4次日韓全面会談(抑留者相互送還問題を含む。)

(1) 前号所報のごとく、2月中旬日韓間に、(イ)3月早々に「相互送還」を実施する。(ロ)韓国側は中断中の対日貿易を再開する。(ハ)日本側は(イ)及び(ロ)の発表の一両日後韓国米3万トンの買付けを行う旨約束する。

との3点について原則的な意見の一致を見た。

しかるに、韓国米買付けについての話し合いが未だ最終的に決まらない段階において、交渉内容がもれ、新聞等が韓国政府の「人質外交」を非難する記事や社説を連日にわたって掲げたため、これが

痛く韓国の朝野を刺激して、韓国政府の態度を硬化せしめることとなった。よって藤山外務大臣は2月26日の国会答弁で、「日本人漁夫問題は全ての日韓間話し合いの前提であり、漁夫釈放問題を他の問題と関連させて考えていない」旨述べて、本件に関する日本政府の立場を明らかにした。

他方伊関アジア局長は2月24日柳大使に対し、国会内外の硬化せる世論の情勢を説明し、もし韓国側が上記2月中旬の方式により3月中旬頃までに今回の話し合いをまとめることに同意しない場合は、日韓関係は最悪の事態に陥ることは免れない旨申し入れ、韓国側の善処方を促した。

- (2) かかる情勢のうちに、柳大使は3月2日本国政府と打合せのため、一時帰国し、今や万事は柳大使のもたらす韓国側回答いかんに懸かることとなったが、もし韓国側がこの期に及んで漁夫送還実現のための新しい条件を持ち出すなどして、再び漁夫送還の引き延ばしを策するような場合には、現在の国内世論の動向に鑑み、我が方としても新たな角度から何らかの対韓強硬措置を執らざるを得なくなることが予想されたので、そのような場合に執るべき措置について再三にわたり省内及び関係各省庁会議を開き予め内密裡に研究を進めた。3月10日現在事務当局レベルで到達した一応の結論の概要は次のとおりであった。

日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置（試案）の概要

I 基本的態度

日韓交渉の推移及び国論の動向に鑑みやむなく日韓会談を打ち切り何らかの強硬措置を執らざるを得なくなった場合にも、かかる措置をとる本来の目的は、かかる措置が終局的には日韓友好関係の樹立に貢献するといういわば「雨降って地固まる」という計

算と期待の下に行われるべきである。したがって、各種の想定される強硬措置を執るに当たっても、1つの措置が連鎖的・不可避的に他のより強硬な措置を誘発することなきよう、また、両国の国民感情を不必要に刺激することなきよう留意し、少なくとも当初の方針としては控えめかつ漸進的な措置を選ぶべきである。■■■

■■■不開示部分■■■

II 具体的措置

1 ■■■不開示部分■■■

2 韓国人及び在日韓人に対する措置

(イ) 韓国人に対する仮入国許可、査証発給、特例上陸許可の原則的停止

(ロ) 在日韓人の在留資格変更及び再入国許可の原則的停止、並びに在留期間の更新の大幅制限

3 国際司法裁判所への提訴

国際法上の論争を伴う国際紛争が2国間交渉で解決しない場合、これを国際司法裁判所に提訴することは今日の国際社会の常識であるので、日韓会談が打ち切りとなった場合、李ライン問題を同裁判所に提訴する措置は必要と思われる。

4 赤十字国際委員会への斡旋依頼

日韓会談が打ちきりとなれば、目下釜山に抑留されている日本人漁夫200余名の帰還が当分望み得なくなることは必至なので、本件のみを他の問題と切り離し人道上の問題として国際赤十字委員会に斡旋方依頼の措置を早急に執る必要が起こる。

5 李ラインの警備強化及び漁船保護措置

(イ) 海上保安庁による警備体制の量的増強

■■■不開示部分■■■

6 李ライン問題ないし抑留漁夫問題の国連提訴

日韓会談の打ち切り後、抑留漁夫問題ないし李ライン問題を国連に持ち出す場合、大別して2つの形態が考えられる。

1つは、かかる日韓間の紛争を今秋の国連総会に提起すること、他の1つは、現実に李ライン付近等において武力行使を含む緊迫した事態が発生したとき「その継続が国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれあるもの」として安全保障理事会に提起することである。

7 通商貿易上の措置

(略)

8 北鮮貿易

(略)

9 米国の斡旋

(略)

(3) (以下略)

(1) 本件各文書の一部開示部分

通し番号2-37の文書の一部開示部分には、上記の「日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置(試案)の概要」と題する文書があり、その内容の一部は、(別紙5)通し番号2-37の「第3 当裁判所の判断」の1(情報公開法5条3号の該当性について)(1)ア(7)で認定したとおりであるところ、不開示部分に相当する部分は、下記のとおりである(乙A115)。

記

I 基本的態度

日韓交渉の推移及び国論の動向に鑑み(中略)を選ぶべきである。また戦略的にはなるべく李承晩政権と柳大使以下の在日代表

部とに攻撃を集中することが得策と考えられる。

II 具体的措置

1 在日韓国代表部に対する措置

■■■不開示部分■■■

2 韓国人及び在日韓人に対する措置

(中略)

5 李ラインの警備強化及び漁船保護措置

(イ) 巡視船の増加又は航空機の使用による李ライン水域の警備、漁船に対する警報伝達及び退避指導の強化

(ロ) 巡視船の実力行使による漁船拿捕防止韓国警備艇と漁船との間に割り込む等の方法により漁船拿捕を防止する。その際必要最小限度において自衛のための実力行使も行い得るものとする。(閣議決定の変更を要す。)

ただし、上記(ロ)の実力行使を含みとした措置は、次第に双方の武力を背景とした対峙、更に武力衝突を将来する可能性があるから、最大限の慎重さをもって考慮する必要がある。

6 李ライン問題ないし抑留漁夫問題の国連提訴

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-49の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和35年当時、日韓会談が決裂に至る可能性があったことを踏まえて日本政府部内で検討された外交的な観点からの在日韓国代表部に対する措置(対韓強硬措置)の基本的態度の内容及びその具体的措置9件のうち李ラインの警備強化及び漁船保護措置ほか1件の具体的内容であり、このうち在日韓国代表部に対する措置に係る部分以外は、通し番号2-37の文書で開示されている部分と同一又は同旨のものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号 2-49 の文書の不開示部分に記載されている情報は、在日韓国代表部に対する措置に係る部分以外は、他の行政文書（通し番号 2-37 の文書）の一部開示により既に公にされているものと同一又は同旨のものである上、その余の部分も含めて検討してみても、日本政府部内で日韓会談が決裂した場合を想定して内密裡に検討された対韓強硬措置の具体的内容の一部であるが、強硬措置といっても、日韓会談が決裂した場合という想定下のものであるし、日韓友好関係の樹立に貢献するという計算と期待の下に行われるべきであるなどの留保がされているものである上、しかも昭和 35 年当時のものにすぎず、本件全証拠によっても、これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されていること、他の時期に検討された海上保安庁の警備体制の強化の具体的内容等については既に他の行政文書の一部開示等（通し番号 1-258 の文書（乙 B 84）及び通し番号 4-6 の文書（乙 A 39）等参照）により明らかになっていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法 5 条 3 号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号 2-49 の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである

(なお、在日韓国代表部に対する措置に係る部分以外については、仮に一般的又は典型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても、以上に説示したところに鑑みると、上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる。)

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-49の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-49の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 日本政府部内で日韓会談が決裂した場合を想定して検討された対韓強硬措置の具体的内容の一部であり、しかも昭和35年当時のものにすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-49の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2 - 4 9 の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2 - 4 9 の文書の不開示理由 2 に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-50

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号2-50の文書(文書1408)は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、昭和35年9月12日から同年10月14日の間に行われた在日韓国人の法的地位問題、漁業問題、文化財返還問題及び財産請求権問題等に関する「第5次日韓会談に対する日本側基本決定のための各省代表打合会議」の第1回会合から第3回会合までの記録が記録されている。
- 2 通し番号2-50の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、12ページ(一12一)1行目から7行目までであり、第5次日韓会談に対する日本側基本決定のための第2回各省代表打合会議において「在日韓国人法的地位問題」に関して大蔵省、法務省等と協議した内容として、その一環で永住権の付与のあり方に関しての率直かつ赤裸々な表現を交えた見解が記録されている。

(乙A127)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-50の文書の不開示部分に記録されている情報は、在日韓国人の法的地位問題に関して、政府部内で検討した内容が率直な見解であり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号及び6号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関

係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における在日韓国人の法的地位問題に関する各省庁の見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A127)によれば、通し番号2-50の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである。

(ア) 不開示部分は、昭和35年9月19日付けで外務省北東アジア課が作成した「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第2回代表打合せ会議概要」と題する文書中にある。

(イ) 不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

本件会議は、本19日12時30分より霞友会館において開かれたが、各省とも未だ具体的方策の決定には至っておらず、各省よりの発言はいずれもとりあえずのコメント程度であったが、その概要は下記のとおりである(出席者 吉田大蔵省理財局次長、白井入管次長、長谷川民事局第5課長、河毛運輸省海運局参事官、中村水産庁海洋二課長及び伊関局長、宇山参事官、前田課長、柳谷)

1. 在日朝鮮人法的地位問題

法務省より「在日朝鮮人」には永住権を与える方針だが、そのためには一定期間内に申請せしめ、これを審査して確かに「在日朝鮮人」の範ちゅうに属することが確認されれば、無条件で永住権が与

えられることになる。従来より韓国側は「在日朝鮮人」の子孫にも永住権を与えよと主張しているが、これはむしろ一定の条件を備えれば帰化し得るという面で解決すべきだと思ふ、との説明がなされた。■■■不開示部分■■■これに対し、法務省は、今後相当数の朝鮮人が自然に日本国民としての権利を持ちたくなって帰化するようになるだろうが、やはり建前としては「誰でも帰化できる」というのではなく「まじめに努力すれば帰化ができる」ということにすべきであり、実際帰化申請があつた場合には、国籍法で要求する必要条件を満たしている限り、帰化を認めることにすれば足りるのではないかとの説明があつた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-50の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和35年当時における永住権の付与の在り方についての率直かつ赤裸々な表現を交えた見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-50の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和35年当時における永住権の付与の在り方に関する見解にすぎず、本件全証拠によつても、当該見解と現在における在日韓国人に対する永住権付与の具体的運用との関係は一切明らかにされていないから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-50の文書の不開示部分に記載されている上

記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるところを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-50の文書に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-50の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する情報に当たるとしても、② 昭和35年当時における永住権の付与の在り方に関する見解にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-50の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-50の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-50の文書の不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-52

第1 前提事実(各論)

通し番号2-52の文書(文書1421)は、外務省アジア局第1課が作成した日韓会談に関する澤田代表の講話を始めとする内部文書等であり、このうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分である。

① 23ページ(-23-)右から4行目から5行目までの2行分(以下「不開示部分①」という。)

この部分には、日韓全面会談第9回本会議終了後に行われた澤田首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の概要の一部として、いわゆる李ラインに関する具体的な見解が記録されている。

② 44ページから51ページまで(-42-に「次ページ以下8ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)

この部分には、日韓国交正常化に向けた外務省内部において検討した内容として、朝鮮総連との接触方法が記録されている。

(乙A129)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-52の文書の不開示部分①に記録されている情報は、日韓全面会談第9回本会議終了後に行われた澤田首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の一部としてのいわゆる李ラインに関する具体的な見解であり、不開示部分②に記録されている情報は、日韓国交正常化に関して朝鮮総連との関係について外務省内部で検討した内容であり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これらを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の

理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における日本政府高官の一見解や外務省での検討内容が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A129)によれば、通し番号2-52の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、昭和33年5月14日付け「日韓会談に関する澤田代表の御講話に関する件」と題する文書中にあり、当該文書には、日韓全面会談第9回本会議終了後に行われた澤田首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の概要が記録されている。

不開示部分①の前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 問 38度を巻き返すためには少々の譲歩を甘受すると述べたそうだが。

答 それも曲解で日本と韓国のような隣国がいつまでもいがみあっては仕方がない■■■不開示部分①■■■李「ライン」の撤廃等

というような本質問題についてはあくまでも我が方の立場を堅持するといったのである。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②は、上記「日韓会談に関する澤田代表の御講話に関する件」と題する文書中に続く一連の文書の中で、「朝鮮懇話会」に関する文書の後ろに綴られており、その直前のページである（－４２－）には末尾に「了」との記載があり、その直後のページである（－４３－）は「日韓会談の目的 38度線を鴨緑江に 沢田首席代表が公言」との見出しの新聞等を切り抜いたものの写しであり、この間8ページ分全て不開示である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-52の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

澤田代表が他の会議代表団と随行員に対して述べた李ラインに関する概括的見解

(イ) 不開示部分②

日韓国交正常化に向けて外務省内部において検討された朝鮮総連との接触方法

ウ. そうであるとすれば、通し番号2-52の文書の不開示部分①に記載されている情報は、李ラインに関するものであるが、澤田代表が他の会議代表団と随行員に対して述べた概括的見解であって昭和33年当時のものにすぎず、また、不開示部分②に記載されている情報は、日韓国交正常化に向けて外務省内部で検討された朝鮮総連との接触方法にすぎないところ、本件全証拠によっても、これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するもの

であると認めるに足りる的確な証拠はないから、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されていること、日本と北朝鮮との間では日朝平壤宣言に基づいて日朝国交正常化交渉が行われていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-52の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるとを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-52の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-52の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 李ラインに関して澤田代表が他の会議代表団と随行員に対して述べた概括的見解であって昭和33年当時のもの又は日韓国交正常化に向けて外務省内部で検討された朝鮮総

連との接触方法にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-52の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-52の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-52の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-55

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号2-55の文書(文書1472)は、昭和31年度に在米国大使等が外務大臣に宛てた電信文14通によって構成されており、各電信文は、主に、日韓問題に関する米国におけるマスコミの論評、韓国在米大使等との協議内容、入手した情報及び日韓問題を含めた日米関係について米国政府等との協議における両者の具体的な見解、対応状況等が記録されている。
- 2 通し番号2-55の文書のうち不開示部分は、18ページ(-18-)の約2行分であり、谷大使が重光大臣に発した昭和31年3月12日付け「ダレス長官訪日の対応振りに関する件」と題する電信文(これは、ダレス国務長官訪日の際の応答ぶりに関する意見具申電報である。)中にあり、「小笠原帰島問題」についての米国政府の対応に対する在米国大使の評価及び対応策として、谷大使が、会談に取り上げられる可能性がある議題として、「小笠原帰島問題」を「直接領土問題ではない」と前置きの下、北方領土問題との対比において小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりを具体的に述べたものが記録されている。

(以上につき、乙A132)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-55の文書の不開示部分に記録されている情報は、当時、日米間において、最重要懸案の一つであった「小笠原帰島問題」について、在米大使館が独自に入手している情報に基づいて、米国政府の対応を検討した結果である具体的評価及び同評価を踏まえた対応策であり、小笠原問題とは全く関係のない北方領土交渉に関する問題に触れている点で、他の「米国政府の対応に対する在米国大使の評価及び対応策」に関する部分と性格を異にするものであ

るから、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北方領土交渉において我が方が不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

不開示部分を含む昭和31年3月12日発の文書は、全体にわたって、米側態度、我が方の取るべき態度、若干の考察など、「米国政府の対応に対する在米大使の評価及び対応策」を記載しており、小笠原帰属問題についても、通し番号2-55の文書の不開示部分の前後及び次項目にある米国の対応やそれへの評価、さらには日本政府の対応策の是非に関する記載は開示されているから、日本政府の当時の対応策に関する記載は、「米国との信頼関係」に何ら影響を与える性格の情報ではなく、被告の上記主張によっては、不開示情報該当性の主張しては不十分である。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

（情報公開法5条3号の該当性について）

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A132）によれば、通し番号2-55の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

四 各論如上の考察に基づき日米懸案の主要なものにつき今次会談で取り上げることの適否を考えると次のごときものとなる。

(一)・(二) 略

(三) 小笠原帰島問題

昨秋島民代表の来米を期として米政府部内で取り上げられてきたが、国務、国防両省幹部間の折衝が行き詰まりにあることは累次ご報告し

たとおりである。国務省としては部内からこの上ダレス長官まで持ち上げる根拠に乏しく局面の展開は専ら日本側の取り上げ方いかんに待つ状態にありタイミングとしては本件は直接領土問題ではないが■■■■不開示部分■■■■本問題については今次訪日の機会に日本側から提起されることを予想し特にダレス長官も十分ブリーフされているはず（往電第354号なお2月10日付け往信政第597号参照願いたし）。

（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-55の文書の不開示部分に記載されている情報は、北方領土問題との対比において述べられた小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりを検討予想したものであり、北方領土問題の位置付けに言及した内容のものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-55の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和31年当時における小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりであり、北方領土問題との対比が指摘されているにすぎず、被告は、当該情報を公にすれば北方領土交渉において日本政府に不利益を被らせることになる具体的根拠を何ら明らかにしていないから、一般的又は類型的にみて、北方領土交渉において我が国が不利益を被るおそれがあることを肯定するに足りない。また、被告は、当該情報を公にすれば米国との信頼関係を損なうこととなる具体的根拠を何ら明らかにしておらず、小笠原諸島が昭和43年6月に米国から日本に返還されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、な

お情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-55の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるとを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-55の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-55の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和31年当時における小笠原帰属問題についての米国政府の対応ぶりであり、北方領土問題との対比が指摘されているにすぎず、既に小笠原諸島が米国から日本に返還されていることも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-55の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2 - 5 5 の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2 - 5 5 の文書の不開示理由 2 に係る不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-59

第1 前提事実(各論)

1 通し番号2-59の文書(文書1556)は、昭和35年1月付けで外務省北東アジア課が作成した「抑留者送還及び韓人の処遇問題に関する昭和34.11~12の日韓交渉の経緯及び関係資料」と題する内部文書であり、在日韓国人法的地位問題、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ、行き詰まりを打開するための対策等が具体的に記録されている。

2 通し番号2-59の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分である。

① 9ページ(-9-)の約4行分

この部分には、昭和34年11月9日から同月11日までの間に、日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題についての協議内容及び結果として、補償金問題が解決されなかった理由が記録されている。

② 120ページ(-117-)上から3行目から152ページまで(-117-に「次ページ以下33ページ不開示」と記載された当該ページ部分)

この部分は、いずれも補償金問題についての具体的解決等についての検討ペーパー(米側とのやりとりを含む。)におけるやりとりに係わる次の別添資料(別添[30]~別添[34])により構成されている。

③ 別添[30]

これは、「韓国民の社会福祉に対するわが方援助の問題に関する藤山大臣の総理、大蔵大臣、内閣官房長官に対する説明」と題する昭和34年12月8日付けの文書で、同日、閣議終了後、藤山外務大臣が、総理、大蔵大臣、内閣官房長官に対し説明した補償問題に関する解決策案が具体的に記録されている。

① 別添〔31〕及び別添〔32〕

これらは、昭和34年11月9日から同月11日までの間に、日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題についての各協議において、検討された当時の外務省の方針に関する大蔵省の対応及び米国政府との検討内容や対策等が具体的に記録されている。

② 別添〔33〕

これは、昭和34年12月19日に作成された外務省試案であり、在日韓国人法的地位問題、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する当時の外務省の方針及び米国政府との検討内容や対策等が具体的に記録されている。

③ 別添〔34〕

これは、上記②の別添〔33〕の外務省試案に基づいて、同年12月28日に米国側との協議の上で作成された文書で、別添〔33〕と大部分同一内容が記録されているが、上記外務省の方針に関する具体的所感等も記録されている。

(以上につき、乙A136)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-59の文書の不開示部分に記録されている各情報は、いずれも在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する解決策としての外務省の率直な見解であり、政府部内での検討の様子及び日本政府が米国政府との間において水面下で行った協議におけるやり取りであって、米国側としても公表されることを予定していないものであるから、これらを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、米国及び韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の見解や米国政府とのやり取り、資料等の情報が明らかになったからといって、米国及び韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会にされた日本政府関係者の発言が不開示理由2に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上、通し番号2-59の文書の上記不開示情報に米国政府との検討内容や米側とのやりとりといった米国政府関係者の発言内容が含まれていても、開示された情報と比べて、当該不開示部分をいまだ隠さなければならないとする合理的な根拠はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A136）によれば、通し番号2-59の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) まず、通し番号2-59の文書のうち、不開示部分に関連する本文の記載は、下記のとおりである。

記

二 補償金問題に関する経緯

(1) 本件は、米国を仲介とする三角方式により何とか解決する以外に道がなくなったので、マッカーサー大使は11月末より自らあっせんに乗り出した。よって、当省としては藤山大臣よりマ大使に対し、

別添〔27〕，〔28〕のごとき口頭陳述と同補足説明を行い，マ大使がこれを柳大使に伝えるとともに，時間的ギャップを埋めるため米国が何等かの援助をするという案を作成した。

(2) 米側より当方参考までに朝鮮における家屋建築費に関する米国側見積もりを別添〔29〕のとおり送付してきた。

(3) 藤山外相は，12月8日の閣議終了後，総理，蔵相，官房長官に対し，別添〔30〕のとおり説明した。

(4) 12月9日から11日までの間，日米間において，また，外務・大蔵両省間において，検討を続けたが，■■■不開示部分■■■

(5) 12月19日，別添〔33〕のごとき当省試案を作成した。

(6) 米側とも更に協議した上，12月28日夜，別添〔34〕のごとき案を得たので，別添〔35〕のごとき説明書とともに12月29日藤山大臣より岸総理の了解を求めたところ，岸総理も遂に同意され，蔵相には話さず，総理と外相との責任においてやることに話がまとまった。

(7) しかるに，12月30日に至り，本件に関し米韓間に了解の食い違いがあり，韓国側は米国によるadvance又はこれに類した援助を期待していたが，米国側はそのような約束はできないとの態度を示したので，一般問題も含めて今次日韓交渉は頓挫し，年末の妥結は不可能となった。

(8) 将来の参考のため，本件に関する日韓間及び日米間の話し合いの経緯を別添〔36〕，〔37〕のとおりまとめた。

(4) 別添〔30〕は，昭和34年12月8日付け「韓国民の社会福祉に対する我が方援助問題に関する藤山大臣の総理，大蔵大臣，内閣官房長官に対する説明」と題する文書であり，不開示部分の前後の記載は，下記のとおりである。

記

1 当初、韓国側は、韓国へ帰還する在日朝鮮人に対し、日本政府が「補償金」を支払うべきこと及びこれを共同声明で発表すべきことを要求したが、「補償金」というようなものは支払うべき筋合いではないし、また、北鮮帰還に対する関係もあるので、我が方は終始これを峻拒した。

2 次いで、韓国側は、韓国へ帰還する在日朝鮮人の韓国における際定着を援助するために、日本政府が「一定の金額」を支出することを秘密文書でもよいから、韓国政府に対して約束してもらいたいと提案したが、我が方は、やはり北鮮帰還に対する関係から、■■■不開示部分■■■

(ウ) 別添〔35〕は、昭和34年12月28日付け「日韓問題について」と題する文書であり、下記のとおりである。

記

一、日韓問題は我が国にとって国家的に高度の重要性のある問題であること言を俟たず、当面の問題の処理についてのみならず、今後とも、総理の完全なご理解とご支持を得なければならないと考える。

二、漁夫の釈放は、現在外務省事務当局が考えている案によって必ず解決できると思うし、また時期としても今解決するのが政治的に最善と信ずる。

三、年内は時間切れとして、来年1月末又は2月頃まで持ち越すという方法も考えられないことはないが、その際は何が原因で漁夫の釈放が遅れるのかとか、なぜ実現できないのかということが世間の注目をひき、種々議論せられるのみならず、このように時期を遅らせてみたところで、結局、今問題になっている方式でなければ早急には解決できないと思われる。

四、現在の解決案をご破算にして、全然新たに出直すということも、一応考えられないではないが、その場合には、少なくとも1年間くらいは日韓関係の全面的断絶、したがって、漁夫抑留の継続を覚悟しなければならないのみならず、韓国側はもちろん、米国側も、現在の案を根本的に変えるようなことを承知する見込みはほとんどないのみならず、日本に対し強度の不信感を抱かせる結果となろう。かくて日韓関係の正常化さえできないということはアジアにおける我が国の立場からも面白くないことも明瞭である。

五、漁夫釈放問題等を赤十字国際委員会や国連に提訴することは国内政治的ゼスチュアーとして、また外交交渉に対する側面的支援の方法としては考えられるが、それ自体としては、究極的に有効なものではない。結局韓国側に対する外交交渉により、利をもって誘う以外には、有効な手段はないと考える。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-59の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(7) 9ページ(99)の約4行分

昭和34年11月9日から同月11日までの間に、日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題についての協議内容及び結果として、補償金問題が解決されなかった理由

(1) 120ページ(117)上から3行目から152ページまで(117に「次ページ以下33ページ不開示」と記載された当該部分)

⑦ 別添〔30〕

昭和34年12月8日、閣議終了後、藤山外務大臣が、総理、大蔵大臣、内閣官房長官に対し説明した補償問題に関する解決策案の具体的内容

① 別添〔31〕及び別添〔32〕

昭和34年11月9日から同月11日までの間に、日米間及び外務大蔵両省間において各開催された補償金問題についての各協議において、検討された当時の外務省の方針に関する大蔵省の対応及び米国政府との検討内容や対策等の具体的内容

② 別添〔33〕

昭和34年12月19日当時の在日韓国人の法的地位問題、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する当時の外務省の方針及び米国政府との検討内容や対策等が具体的の内容

③ 別添〔34〕

外務省の方針に関する具体的所感等が付記されているほかは、別添〔33〕とほぼ同一の内容

ウ そうであるとすれば、通し番号2-59の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、在日韓国人の法的地位問題、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する日本政府の方針やこれに関して米国政府と協議した検討内容・対策等であるが、昭和34年当時におけるものによらず、本件全証拠によっても、①これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであることや②日米間で当該協議時の発言内容を現時点においてもなお非公開とする旨の合意がされたことを認めるに足りる的確な証拠はない（なお、②の点に関しては、上記アの認定事実のとおり、通し文書2-59の文書の一部開示部分自体に米国政府から提示された文書が含まれている。）から、その後、日韓間で日韓基本条約、請求権協定及び法的地位協定等が締結されてから既に40年余り経過していることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、米国との信頼

関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-59の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-59の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-59の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 在日韓国人の法的地位問題、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する日本政府の方針やこれに関して米国政府と協議した検討内容・対策等であって昭和34年当時におけるものにすぎず、その後、日韓間で日韓基本条約、請求権協定及び法的地位協定等が締結されてから既に40年余り経過していることも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-59の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-59の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-59の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号 2-60

第1 前提事実 (各論)

通し番号 2-60 の文書 (文書 1576) は、昭和 37 年 9 月 18 日付けで外務省北東アジア課が作成した「在日韓国人の法的地位問題中永住権の解決方法について」と題する内部文書であり、在日韓国人の法的地位問題に関する、政府部内での検討内容が記録されており、このうち不開示部分は、8 ページ (一 8 -) 6 行目の 6 文字であり、在日韓国人の法的地位問題に関する外務省の見解として、在日韓国人の法的地位問題において、特に悪質な者であるとして、帰化を認めない者の例示が記録されている。

(乙 A 137)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 2-60 の文書の不開示部分に記録されている情報は、在日韓国人の法的地位問題に関し、外務省内部で検討した結果に基づく見解であり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある (情報公開法 5 条 3 号及び 6 号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40 年以上も前における在日韓国人の法的地位問題に関し特に悪質な者として帰化を認めない例が

明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A137)によれば、通し番号2-60の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

(方針)

(a) 次の3点を協定に規定する。

(略)

(b) 本協定締結と同時に、全くの国内的措置として在日朝鮮人中帰化を希望する者に対しては、「特に悪質な者を除いては」(後述参照)帰化を許可し得るよう、特別立法等の措置を講ずる。(この場合、台湾人も含めて法律126-2-6該当者全部について措置するのが適当と考えられる。)

(説明)

(1)~(3) (略)

(4) 帰化に関する措置をとる場合、いつまでもだらだらと続けるよりも一定期間に限定して実施することとし、その間に、在日朝鮮人に対して外国人として残るか、日本人になるかを選ばせるのが適当と考える。

他方、帰化の場合でも、協定上の永住許可を付与された者にも適用される退去強制事由に該当した者は、帰化の対象から除外すべきであると思われ、方針(b)には「特に悪質な者を除いては」と表現

とを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-60の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-60の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和37年当時、外務省が在日韓国人の法的地位問題に関する国内的措置として検討した特に悪質な者であるとして帰化を認めない者の例示にすぎず、この点に関する日韓間及び日本国内における状況は著しく変化していることも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-60の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-60の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-60の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-61

第1 前提事実 (各論)

1 客観的事実

日本は、昭和34年1月当時、政府部内において、第二次世界大戦に係る戦後賠償に関し、請求額(見積もり)、経緯及び解決方針を協議し、その結果をポルトガルを含めて国別に取りまとめていたところ、ポルトガル政府は、同月当時、戦後賠償を請求していなかった。

2 通し番号2-61の文書の概要

通し番号2-61の文書(文書1600)は、昭和34年1月31日付で外務省アジア局参事官室が作成した「懸案対日請求権の経緯及び解決方針に関する参考資料」と題する内部文書であり、諸外国が有する対日請求権に関する外務省内での検討内容が具体的に記録されている。

3 通し番号2-61の文書の不開示部分

通し番号2-61の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、15ページ(-15-)最終行から16ページ(-16-)10行目までの約11行分で、「四 ポルトガルの対日クレーム (1)経緯」の項目に記録されている内容全部であり、ポルトガル政府が日本政府に対して主張することが予想される「対日請求権」に関する経緯、内容及び金額及びこれに対する外務省の見解として、第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応について記録されている。

(以上につき、乙A138)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-61の文書の不開示部分に記録されている情報は、ポルトガル政府との間における財産請求権問題についてその経緯も含めて外務省内部で具

体的に検討した内容である。不開示部分に記録されている情報は、第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応について記録されている。ポルトガルから我が国への請求権問題についての日本側の視点に基づく見解を公にすれば、ポルトガル政府との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、ポルトガルとの交渉上不利益を被るおそれがあり、ひいては、ポルトガル政府との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法第5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、ポルトガル政府との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応についての日本側の視点に基づく見解が明らかになったからといって、ポルトガルとの間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A138）によれば、通し番号2-61の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

三 オーストリアの対日クレーム

主管 欧亜局西欧課

(1) 経緯

オーストリア人は昭和29年2月以降、在京奥公（大）使館及び在

塙公（大）使館を通じ第二次大戦中に被った損害について左記7件のクレームを提起越したが、我が方はその都度実情を調査し、一応補償に応じ得ない旨塙側に回答している。

（以下略）

四 ポルトガルの対日クレーム

主管 欧亜局西欧課

(1) 経緯

ポルトガルは第二次大戦中中立国であったが、■■■不開示部分■■■

(2) 解決方針

その後、ポルトガル政府は本件クレームを持ち出すことなく今日に至っているが、我が方から積極的に持ち出すことなく静観することとしている。

五 イタリアの対日クレーム

主管 欧亜局西欧課

(1) 経緯

イタリアは戦時中に被った損害の補償として、約30件、3800万ドルのクレームを提起している。

（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-61の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和34年当時、外務省が検討した①ポルトガル政府が日本政府に対して主張することが予想される「対日請求権」に関する経緯、内容及び金額、②第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-61の文書の不開示部分に記載されている情報は、第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応等に関

する外務省の見解であり、しかも昭和34年当時のものにすぎず、本件全証拠によっても、日本とポルトガルとの間でこの点に関する交渉が現に行われていることを認めるに足りる的確な証拠がないから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、ポルトガル政府に誤解や混乱を与えるなどしてポルトガル政府との信頼関係を損ったり、ポルトガル政府との交渉上日本政府が不利な立場におかれたりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-61の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるとを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-61の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-61の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 第二次大戦中にポル

トガルが受けた被害とその対応等に関する外務省の見解であり、しかも昭和34年当時のものにすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-61の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-61の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-61の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-64

第1 前提事実(各論)

通し番号2-64の文書(文書1607)は、昭和38年7月15日付け「日韓漁業-外相会談も期待薄-」と題する読売新聞記事に関して外務省が作成した内部文書であり、このうち不開示部分は、1ページから4ページまで(一1-に「前4ページ不開示」と記載されている当該ページ部分)であり、日韓漁業協力に関する新聞報道記事を踏まえつつ、韓国への漁業協力の在り方を外務省内部で検討した内容等が率直な見解を交えて具体的に記録されている。

(乙A141)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-64の文書の不開示部分に記載されている情報は、日韓漁業問題について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した内容等が率直な見解であり、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号及び6号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 前提事実及び証拠(乙A141)により認められる通し番号2-64の文書に添付された昭和38年7月15日付け読売新聞の記事の内容によれば、通し番号2-64の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時における韓国への漁業協力の在り方について外務省が検討した具体的内容等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号2-64の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時の外務省が検討した韓国への漁業協力の在り方についての具体的見解にすぎず、本件全証拠によっても、これが現時点においても日韓間で交渉されている事項に直接関連するものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、既に日韓間で日韓基本条約及び漁業協定が締結されてから40年余り経過していることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ したがって、通し番号2-64の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-64の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-64の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 通し番号2-64の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時における韓国への漁業協力の在り方について外務省が検討した具体的内容等にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-64の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-64の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-64の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-65

第1 前提事実(各論)

1 通し番号2-65の文書(文書1608)は、外務省北東アジア課が作成した次の文書によって構成されている。

- (1) 昭和38年7月20日付け「わが国の漁船延払い輸出の実例」と題する内部文書
- (2) 昭和38年7月26日付け「韓国向け遠洋鮪漁船借款に関する3社申越しの件」と題する内部文書
- (3) 昭和38年7月29日付け「漁獲物をもって漁業借款返済に充てるという韓国側提案に対する反論」と題する文書
- (4) 全部不開示文書1通

2 通し番号2-65の文書のうち不開示部分は、上記1(4)の文書全部(一八一に「次ページ以下6ページ不開示」と記録されている部分)であり、日韓漁業借款問題について、政府部内の関係省庁において詳細に検討した際の協議における率直な意見及びこれに対する外務省の見解として、日韓漁業借款の条件が具体的に記録されている。

(以上につき、乙A142)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-65の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓漁業借款問題について、政府部内の関係省庁において詳細に検討した内容等が率直な見解であり、あくまで、我が国の政府内部における非公式の見解であるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号及び

6号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省で検討した日韓漁業借款の条件等が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 前提事実及び証拠(乙A142)により認められる通し番号2-65の文書の一部開示部分の内容によれば、通し番号2-65の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和38年当時における日韓漁業借款問題についての外務省の見解及び日韓漁業借款の条件の具体的内容であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号2-65の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和38年当時における日韓漁業借款問題についての外務省の見解及び日韓漁業借款の条件の具体的内容にすぎず、本件全証拠によっても、これが現時点においても日韓間で交渉されている事項に直接関係するものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、既に日韓間で日韓基本条約及び漁業協定が締結されてから40年余り経過していることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。

他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ したがって、通し番号2-65の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるとを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-65の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-65の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和38年当時における日韓漁業借款問題についての外務省の見解及び日韓漁業借款の条件の具体的内容にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-65の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-65の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-65の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実(各論)

1 客観的事実

日本政府は、昭和34年(1959年)9月から10月にかけて、韓国政府の要求を踏まえ、米国政府との間で、韓国への帰還を希望している在日韓国人に一定額の財政支援を行うことについて、具体的な金額を挙げて協議を行った。

2 通し番号2-66の文書の概要

通し番号2-66の文書(文書1618)は、外務省が作成した複数の内部文書によって構成されており、北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について日米間で各協議した経緯及び内容等が具体的に記録されている。

3 通し番号2-66の文書の不開示部分

通し番号2-66の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分であり、国交正常化に向けた日韓会談に関する米国の見解及び米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解が具体的に記録されている。

- ① 179ページ(179)上から2行目から5行目までの約3行分(以下「不開示部分①」という。)

この部分には、日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題、特に韓国出身者に対する補償金問題について日米間のやりとりを踏まえ述べられた米国側の具体的見解として、韓国側の態度への否定的評価を含むものが記録されている。

- ② 265ページ(265)の約3行分(以下「不開示部分②」という。)

この部分には、日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題、特に韓国出身者に対する補償金問題について日米間のやりとりを踏まえ述べられた

米国側の具体的見解として、韓国側の態度への否定的評価を含むものが記録されている。

(以上につき、乙B143)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-66の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米国側の具体的見解又は米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解であって、公表することを予定せずになされたものであること、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があることから、これを公にすることにより、米国のみならず韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある。また、米国側の見解を公にすれば、米側との間で率直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあるから、米国との間における各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これを公にすることにより、韓国側から反発があれば、韓国との間における各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国及び米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における韓国への否定的評価を含む米国側の具体的見解が明らかになったからといって、韓国及び米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙B143)によれば、通し番号2-66の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、昭和34年11月19日付け「日韓会談に関し●●●●書記官と会談の件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(以下上記書記官を「A」という。)

記

1. 11月10日午後4時、米大使館A書記官中川を来訪、会談要旨次のごとし。
2. 本日午前の伊関■会談(既報)の際、本日午後3時、伊関柳会談の行われることを告げておいたところ、Aはその会談内容をききたしとあらかじめ電話をもって要請し来たりたる経緯あり。

午後4時来訪したので、中川より右会談において伊関局長は、柳大使に対し、補償金の支払いはcommitすることはできないと述べたところ、柳大使は名義は何でも良いから(補償金という名にかかわらぬという意味)ともかくも何がしの金をくれるということを約束してもらいたいと述べ、伊関局長は更に研究してみると答えたが、その際、万一何か約束するにしても釜山抑留漁夫の実現が先決である旨を強調しておいた由であると伝えたところ、Aは柳大使は日本側のcommitmentの仕方は内密にでもよいといったのであろうかと述べたので、中川より例え内密で約束としても韓国のことなので、いつ暴露されるか知れず、結局は公然でも内密でも結果は同じことであろうと思うと述べたところ、■■■不開示部分■■■米国としても事態の急迫状況はよく

理解できるので何か良き案を得るよう検討してみたいと述べていた。

(4) 不開示部分②

不開示部分②は、昭和34年10月28日付け「北鮮帰還問題及び日韓会談に関し三宅・●●●会談に関する件」と題する文書にあり、その前後の要旨は、下記のとおりである。

記

10月28日、島大使からレオンハート公使に対し、新潟日赤センターの特別室において、国際委代表は、通訳及び日赤社長を通じて質問を行い、自由意思を確認することになっており、このことはジュノ一副委員長滞日中に決まっていたところである旨説明されたところ、レ公使は、右説明は※米国がかねて了解していたところと異なると述べ、不満を示したので、島大使は、その間の経緯の詳細は三宅審議官をして、●●●書記官に説明せしむべしと述べられた次第があり、よって、10月29日午後3時、三宅は、●●●書記官の来省を求め、この問題及び日韓会談について次のような会談を行った。

1. 新潟における意志確認手続について

(略)

2. 南鮮帰還者に対する補償金問題について。

●●●書記官は、補償金については、未だ国務省より正式の回答なきも、先に中川に伝えておきたるごとく、第1の難点は米国のAdvanceには、議会の審議を要する点である。これは全然解決の余地なき問題ではないが、第2は形式の問題がある。■■■不開示部分■■■しかし、米国としては何か良き案を検討中であり、いずれ近日中に何分の正式の回電あるものと思うと述べていた。

3. 日韓会談の見通しについて

グは、今回の総連との妥結によって日韓会談は再び困難な事態に

なるべきも、韓国側は会談を一挙に決裂せしむることはやらず、精々会談の延期、激しいbluffを行う程度ではあるまいかと述べていた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-66の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和34年当時、日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償金問題に関する具体的なやりとりにつき、米国大使館書記官が外務省職員に述べた見解であって、韓国側の態度への否定的評価を含むもの

(イ) 不開示部分②

昭和34年当時、南鮮帰還者に対する補償金問題に関する具体的なやりとりについて、米国大使館書記官が外務省職員に述べた見解であり、韓国側の態度への否定的評価を含むもの

ウ そうであるとすれば、通し番号2-66の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和34年当時の米国政府関係者が日本政府関係者に述べた見解であって、日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償金問題等に係るものであるから、たとえ当該情報に韓国側の態度への否定的評価が含まれるとしても、当該見解が示されてから50年以上経過しており、日韓会談の成果として日韓間で日韓基本条約等が締結されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国及び米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な

証拠はない。

エ したがって、通し番号 2-66 の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たるところを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2-66 の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法 5 条 6 号の該当性について)

(1) 情報公開法 5 条 6 号該当性の当てはめ

前記（情報公開法 5 条 3 号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号 2-66 の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和 34 年当時の米国政府関係者が日本政府関係者に述べた見解であって、日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償金問題等に係るものにすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号 2-66 の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2 - 6 6 の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2 - 6 6 の文書の不開示理由 2 に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-67

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号2-67の文書(文書1.6.2.4)は、外務省が作成した昭和26年10月8日付け「平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件」と題する内部文書であり、将来的に発生することが予想された韓国との間の国交正常化交渉における各問題点について政府部内で検討した内容等が具体的に記録されている。
- 2 通し番号2-67の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、4ページ(-2-)の「八 賠償問題及び国内韓国人財産の連合国財産扱」の項にあり、左から2行目からの約1行分であり、国内における韓国人所有財産に関する韓国側の意見に対する外務省の率直な評価及び対応策として、日本国内における韓国人財産の連合国財産扱の問題に関連して、韓国側への対応として不誠実と誤解を与えるおそれのあるものが記録されている。

(乙A144)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-67の文書の不開示部分に記録されている情報は、国内における韓国人財産について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果であり、公表することが予定されていないものであり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また韓国側から反発があれば、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号及び6号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関

係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の検討結果が明らかになったからといって、韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について (情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A144)によれば、通し番号2-67の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

八 賠償問題及び国内韓国人財産の連合国財産扱

平和条約からは韓国がかかる権利を主張し得る根拠はないが、韓国官辺筋は屢次問題としている。■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-67の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和26年当時における日本国内の韓国人所有財産に関する韓国側の意見に対する外務省の率直な評価及び対応策であって、現時点でみたときに韓国側への対応として不誠実と誤解を与えるおそれのあるものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-67の文書の不開示部分に記載されている情報は、昭和26年当時に日韓間で問題となった事項に関する韓国側の意見に対する外務省の具体的見解にすぎないから、仮に現時点でみたときに韓国側への対応として不誠実と誤解を与えるおそれのあるものであったとしても、本件全証拠によっても、当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を

害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、上記文書が作成されてから50年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-67の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるとを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-67の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-67の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和26年当時に日韓間で問題となった事項に関する韓国側の意見に対する外務省の具体的見解

にすぎず、既に日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されていることも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-67の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

○

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-67の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-67の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-68

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号2-68の文書(文書1627)は、外務省が作成した次の文書によって構成されている。

- (1) 昭和26年10月29日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」と題する内部文書
- (2) 昭和26年10月31日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」と題する内部文書
- (3) 昭和26年10月30日付け「日韓交渉の方針に関し政策上決定を要する諸点について」と題する内部文書

2 通し番号2-68の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分である。

- ① 6ページ(-6-)の右から4行目及び5行目の約2行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、上記1(2)の文書にあり、日韓両国間における基本的関係調整における韓国側の対応について、外務省内部における評価や忌憚のない率直な意見として、韓国国民の国民感情を逆なでするような日本の態度に関するものが記録されている。

- ② 10ページ(-10-)右から6行目及び7行目の約1行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、上記1(3)の文書にあり、日韓交渉についての日韓会議における韓国側の対応について、外務省内部における評価や忌憚のない率直な意見として、韓国国民の国民感情を逆なでするような日本の態度に関するものが記録されている。

(以上につき、乙B145)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-68の文書の不開示部分に記載されている各情報は、日韓国交正常化交渉における韓国側の対応について外務省内部で検討した結果が率直な見解であり、公表することが予定されていないものであること、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があることから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。たとえ、韓国国民の国民感情を逆なでするような日本の態度に関する記述が含まれているとしても、40年以上も前における外務省内部の評価が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙B145）によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号2-68の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである。

a 不開示部分①

不開示部分①は、前提事実（各論）1(2)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

三、日韓両国間の基本的関係の調整は早晚取り上げざるを得ない問題ではあるが、韓国代表の開会の時のステートメントにも現れている先方の感情にも鑑み、この際先方のイニシアチブの下にズルズルベッタリにかかる大問題の討議に引き込まれることは彼をして■■■不開示部分①■■■目下平和条約が議会にて審議中のことでもあり、また韓国との交渉に関する我が方の用意の都合もあるので、今回の会談は規定の課題にて打ち切り、両国の基本的関係の調整に関する問題は新たな雰囲気の下に更めて大きく両国間に取り上げることとし、これがため左記の要領にて実施することが適当と思われる。

b 不開示部分②

不開示部分②は、前提事実（各論）1(3)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一、目下進行中の日韓交渉は、総司令部外交局の斡旋により、その「オブザーヴァー」参加の下に、在日朝鮮人の国籍問題に関する協議及び今後両国間に交渉すべき議題につき意見の交換をする建前のものである。

我が方としては今般の会談は、単に「協議」（「ディスカッション」）をする建前のもので、何ら「決定」をする建前のものではないとの立場を持しているが、韓国側はこれを既定の議題のみならず、大きく恰好をつけんとし、両国間の懸案一般を協議決定する会議にまで持ってゆきたい希望のようである。

我が方としては、

- (イ) 今般の会議が、総司令部の「オブザーヴァー」を参加せしめた特殊の会議であること
- (ロ) 韓国代表の閉会の時の「ステートメント」にも表れている先方の考え方に鑑み、この際韓国側に引きづられて当初の了解を変更することは、■■■不開示部分②■■■
- (ハ) 一般問題についての討議交渉については未だ慎重に用意すべきことがあること

等の諸点に鑑みて、今般の会談は、事前の了解どおりの議題について協議を終了したならば、それにて打ち切ることとする方針を堅持したいと思う。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①関係

通し番号1-241の文書の一部開示部分には、前提事実（各論）1(2)の文書があるところ、不開示部分①に相当する部分は、「（彼をして）今後一層つけあがらせるきっかけを与えることにもなり極めて不得策なるのみならず、（目下平和条約が）」と記録されている（乙A365）。

b 不開示部分②関係

通し番号3-17の文書の一部開示分には、前提事実（各論）1(3)の文書を引用する部分があるところ、不開示部分②に相当する部分は、「（変更することは）今後一層つけあがらせるきっかけを与えること」と記録されている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-68の文書の不開示部分に記録されている情報は、通し番号1-241の文書又は通し番号3-17の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した各文言と同一又

は同様のものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-68の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるし、この点をおくとしても、表現としては韓国国民の国民感情を逆なでするような意見・評価であったとしても、その意見・評価の対象は昭和26年当時の韓国側の対応であり、本件全証拠によっても、当該意見・評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、上記文書が作成されてから50年以上経過しており、既に日韓間で日韓基本条約等が締結されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-68の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（また、仮に一般的又は典型的にみて上記情報が国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるとしても、以上に説示したところに鑑みると、上記のような具体的事情の下においてこれを不開示とした外務大臣の判断には、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとの違法があると認められる）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-68の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-68の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和26年当時の韓国側の対応についての意見・評価にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-68の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-68の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-68の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-70

第1 前提事実(各論)

通し番号2-70の文書(文書1631)は、外務省が作成した文書であり、昭和26年12月5日から同年12月26日までの間に開催された日韓間の交渉に関する定例打合会の第2回から第8回までの各会合記録が記録されており、このうち不開示部分は、次の部分である。

- ① 17ページ(-17-) 7行目及び8行目の約2行分、同ページ12行目及び13行目の約1行分、18ページ(-18-) 3行目から5行目までの約3行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、いずれも昭和26年12月12日に開催された「日韓問題に関する打合会(第四回)」と題する文書にあり、上記会合の議題である「小委員会における韓国側提案」に関し、在日韓国人の法的地位について協議した際に提示された率直な見解及び在日韓国人の居住権についての交渉に関する今後の対応方針が記録されている。

- ② 31ページ(-31-) の約1行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、昭和26年12月26日に開催された「日韓問題定例打合会(第八回)」と題する文書にあり、日韓国交正常化交渉に関する政府関係者の率直な所感的見解として、請求権問題に関する交渉の対応方針についての意見が記録されている。

(乙B147)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-70の文書の不開示部分に記録されている各情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉に向けて外務省内部において検討するために議論した際の忌憚のない具体的な意見等を内容とするものであり、公表されることが予定さ

れていないものであるから、これを公にすることにより、日本側の交渉の対応方針が明らかになり、米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における在日韓国人の法的地位や請求権問題に関する対応方針が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙B147）によれば、通し番号2-70の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①の前後の記載は、下記のとおりである。

記

二 協議事項

(一) 小委員会における韓国側提案について

田中部長より説明あり、韓国側としては、正月に何らかの土産を持って帰る必要に迫られているので、この提案となったもので、具体的細目は全て明年に譲り、原則的な了解を着けたいと思っている模様である。

1. 「目的」については、大野参事官より、この協定が「友好関係樹立の基礎」となるというのは奇異であるとの意見があり、松本顧問より、目的というのは不適當だから「国際慣例により」というような言葉にする方がよいだろう。なお、本文全体として狭い書き方をしてあるから、具体的な表現を用いることにしたいと述べた。

2. 居住権の問題より関連して■■■不開示部分■■■今回の会談は討議で終わり決定にまで至らないことにしたいとの意見があり、大野参事官よりもequityの観念は主張しなければならぬとの意見があったが、松本顧問より、■■■不開示部分■■■また、カイロ・ポツダム宣言受諾の結果としての日本人引き揚げと今回の国籍喪失により韓国人引き揚げとの間にエクイティーを求めるのは無理である。■■■不開示部分■■■朝鮮が植民地であったという古い観念は捨てなければならないではないか。また、単なる討議でなく決定したものとして渡韓する方が自分にはやり易いし、大きな意味でのバーゲーンになると思う。自分の見通しでは、韓国側はこの問題の決定を持ち帰った上で日本の渡韓使節に対する問題を考えようとしているのではないかと思われる。と述べ、更に後宮課長より、国警、入管等には弾圧して強行する実力がないという話もあり、事実上バーゲーンは困難でないか、また小委員会でここまで来たら今更決定を持ち出すのは不信義であるとの意見があり（以下略）

(イ) 不開示部分②の前後の記載は、下記のとおりである。

記

三 打合事項

(二) 案文の構成字句等については、西村局長より、前文二を1条にし、

2条を3条に繰り下げ、五の通商関係を3条に、在日朝鮮人問題を4条に、請求権処理を5条にして以下繰り下げることになればよいとの意見があり、■■■不開示部分■■■力石事務官より前文に日貨排斥を阻止するための経済関係の平等互惠を入れること、通商関係に相互主義の文字を入れることは韓国側に選択権を与える感があり〈面白くない〉との意見があり（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-70の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和26年当時における「小委員会における韓国側提案」に関し、在日韓国人の法的地位について協議した際に提示された率直な見解及び在日韓国人の居住権についての交渉に関する今後の対応方針

(イ) 不開示部分②

昭和26年当時における日韓国交正常化交渉に関する政府関係者の率直な所感的見解として、請求権問題に関する交渉の対応方針についての意見

ウ そうであるとすれば、通し番号2-70の文書の不開示部分に記載されている情報は、いずれも昭和26年当時における①韓国人の法的地位に関する率直な見解又は②在日韓国人の居住権や請求権問題に関する交渉の対応方針についての率直な意見であるが、本件全証拠によっても、これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はなく、その内容が韓国等との信頼関係を損なうことについての具体的な主張・立証はないから、既に日韓間で日韓基本条約、請求権協定及び法的地位協定が締結され、日本国内でも在日朝鮮人の法的地位に関する法整